定　　款

2022年６月27日改正

株式会社プロネクサス

第１章　総　　則

（商　　号）

第　１　条　当会社は、株式会社プロネクサスと称し、英文ではPRONEXUS INC.と表示する。

（目　　的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　決算書類・法定書類・IR関連書類等の制作、印刷および販売

（２）　決算書類・法定書類・IR関連書類等に関する各種コンサルティング業務、作成支援システムの開発・提供、作成事務代行業務ならびに教育・研修

（３）　出版物、映像、ウェブサイトおよびデジタルコンテンツ等に関する企画、制作、運営

（４）　イベント、広告宣伝およびインターネットメディア等に関する企画、制作、運営

（５）　文書の電子化、保管、管理、電子認証、その他セキュリティに関するコンサルティング業務ならびにシステムの提供

（６）　翻訳および通訳に関する事業

（７）　企業情報および産業情報のマーケティング、調査、収集および提供ならびにコンサルティング業務

（８）　日系企業の海外進出に伴う各種コンサルティング業務および事務代行業務

（９）　有価証券類の製造

(10)　電気通信事業法に定める電気通信事業

(11)　工業所有権、文芸・学術・美術・工芸・音楽・映像・音声に関する著作権等の無体財産権の取得、貸与、譲渡および技術指導ならびにこれらに関する一切の業務

(12)　広告代理業

(13)　倉庫業および商品等の梱包、発送、配送

(14)　不動産の賃貸および管理

(15)　前各号に関連する附帯業務

（本店の所在地）

第　３　条　当会社は、本店を東京都港区におく。

（機　　関）

第　４　条　当会社は、次の機関をおく。

（１）　取締役会

（２）　監査役

（３）　監査役会

（４）　会計監査人

（公告方法）

第　5　条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第　6　条　当会社の発行可能株式総数は、 13,950万株とする。

（単元株式数）

第　7　条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　8　条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）　株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

（３）　次条に定める請求をする権利

（単元未満株主の売渡請求）

第　9　条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

（株主名簿管理人）

第　10　条　当会社は、株主名簿管理人をおく。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第　11　条　当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株　主　総　会

（招　　集）

第　12　条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第　13　条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集者および議長）

第　14　条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（電子提供措置等）

第　15　条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第　16　条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

２．会社法第309条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもっておこなう。

（議決権の代理行使）

第　17　条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第　18　条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任方法）

第　19　条　取締役は、株主総会の決議により選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第　20　条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第　21　条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

２．取締役会の決議により、取締役社長および取締役会長各１名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集者および議長）

第　22　条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。ただし、当該代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第　23　条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第　24　条　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第　25　条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第　26　条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（社外取締役の責任免除）

第　27　条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第　28　条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任方法）

第　29　条　監査役は、株主総会の決議により選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

（監査役の任期）

第　30　条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤監査役）

第　31　条　常勤監査役は、監査役会の決議により選定する。

（監査役会の招集通知）

第　32　条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

（監査役会規程）

第　33　条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第　34　条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（社外監査役の責任免除）

第　35　条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任および任期）

第　36　条　会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

２．会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第　37　条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）

第　38　条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第　39　条　当会社は、剰余金の配当および自己株式の取得等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第　40　条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第　41　条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．前項の金銭には、利息をつけない。